

国土建第427号
平成30年3月30日

大阪市契約管財局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課



公共工事の前金払及びその特例の取扱いについて（通知）

平成30年度における国土交通省直轄工事に係る予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号）第2条第3号に規定する公共工事の代価の前金払（中間前金払を含む。以下同じ。）について、別添1のとおり、国土交通大臣と財務大臣との間に同令第4条の規定に基づく協議が整い、東日本大震災の被災地域における特例については、岩手県、宮城県及び福島県において施工される国土交通省直轄工事について継続されることとなり、また、公共工事の代価の前金払をなすことができる範囲を拡大する特例についても継続されることとなったことから、別添2のとおり取り扱うこととしましたので、参考にとされたく通知します。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条の規定に基づく地方公共団体発注工事に係る前金払及び中間前金払については、平成26年に改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に基づき発注者共通の指針として定められた「発注関係事務の運用に関する指針」において、「下請業者や労働者等に対する円滑な支払を促進するため、支払限度額の見直し等による前金払制度の適切な運用、中間前金払・出来高部分払制度や下請セーフティネット債務保証事業又は地域建設業経営強化融資制度の活用等により、元請業者の資金調達の円滑化を図る。既に中間前金払制度を導入している場合には、発注者側からその利用を促すこと及び手続の簡素化・迅速化を図ること等により、受注者にとって当該制度を利用しやすい環境の整備に努める。」とされております。

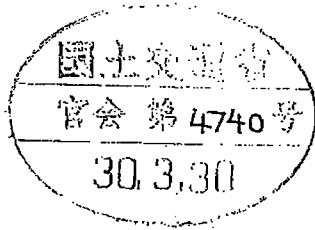
また、「公共工事の円滑な施工確保について」（平成30年2月2日付

け総行第19号・国土入企第26号)により、資金調達の円滑化のため、総務省及び国土交通省より、「前払金・中間前払金について未導入の団体については早急にその導入を図るとともに、前払制度のさらなる活用や支払限度額の見直し、中間前払制度の手続の簡素化・迅速化、工事請負代金の支払手続の迅速化に努めること。」を要請しております。

地域の建設業を取り巻く厳しい状況を踏まえ、建設企業の資金繰りの円滑化及びこれを通じた被災地域その他の地域における円滑かつ適正な施工の確保等を図るため、格段の御配慮をお願いいたします。

なお、各保証事業会社社長に対し、本特例に係る適切な対応について、別添3のとおり通知していますのでお知らせします。

都道府県におかれましては、貴管内の市区町村に対しても、周知をよろしく願います。



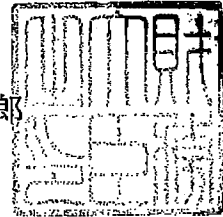
別添 1

財 計 第 1 4 5 7 号
平成 3 0 年 3 月 3 0 日

国 土 交 通 大 臣 殿

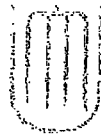
財 務 大 臣

麻 生 太 郎



公共工事の代価の前金払について

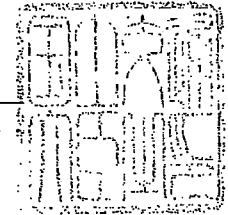
平成 3 0 年 3 月 2 8 日付国官会第 3 7 1 3 号をもって協議のあった標記のことについては、異存のない旨回答する。



国官会第3713号
平成30年3月28日

財務大臣 殿

国土交通大臣
石井 啓



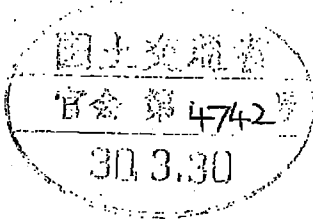
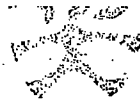
公共工事の代価の前金払について

平成30年度における一般会計及び特別会計歳出予算（前年度から繰り越した経費を含む。）に係る予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号。以下「臨時特例」という。）第2条第3号に規定する公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社により前払金の保証がされた同条第1項に規定する公共工事の代価の前金払の範囲及び割合については、別紙に掲げるところにより実施したく、臨時特例第4条の規定により、協議する。

(別紙)

範 囲	割 合
(工 事) 1 件の請負代価が 3 0 0 万円以上の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費。 (設計又は調査) 1 件の請負代価が 3 0 0 万円以上の土木建築に関する工事の設計又は調査において、当該設計又は調査の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該設計又は調査において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費。 (測 量) 1 件の請負代価が 2 0 0 万円以上の測量において、当該測量の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該測量において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費。 (機械類の製造) 契約価格が 3, 0 0 0 万円以上で納入までに 3 か月以上の期間を要する土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類（本項中「工事用機械類」という。）の製造に必要な経費（契約価格が 3, 0 0 0 万円未満であっても、当該契約中に単価 1, 0 0 0 万円以上で、納入までに 3 か月以上の期間を要する工事用機械類の製造を含む場合は、当該工事用機械類の製造に必要な経費を含む。）。	請負代価の 1 0 分の 4（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 5）以内。 ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の 1 0 分の 5（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 6）以内。 請負代価の 1 0 分の 3（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 4）以内。 ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の 1 0 分の 4（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 5）以内。 請負代価の 1 0 分の 3（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 4）以内。 ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の 1 0 分の 4（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 5）以内。 製造代価の 1 0 分の 3（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 4）以内。

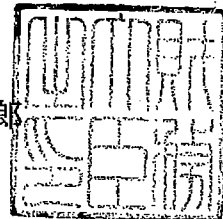
(注) 被災地域とは、岩手県、宮城県及び福島県の全ての市町村をいう。



財計第 1458 号
平成 30 年 3 月 30 日

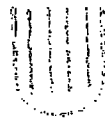
国土交通大臣 殿

財務大臣 麻生太郎



公共工事の代価の中間前金払について

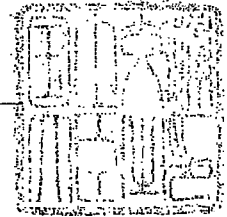
平成 30 年 3 月 28 日付国官会第 3714 号をもって協議のあった標記のことについては、異存のない旨回答する。



国官会第3714号
平成30年3月28日

財 務 大 臣 殿

国 土 交 通 大 臣
石 井 啓



公共工事の代価の中間前金払について

平成30年度における一般会計及び特別会計歳出予算（前年度から繰り越した経費を含む。）に係る予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号。以下「臨時特例」という。）第2条第3号に規定する公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社により中間前払金の保証がされた同条第1項に規定する公共工事の代価の中間前金払の範囲及び割合については、別紙に掲げるところにより実施したく、臨時特例第4条の規定により、協議する。

(別紙)

範 囲	割 合	支 払 の 条 件
1 件の請負代価が1, 000万円以上で、かつ、工期が150日以上土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。以下同じ。）（ただし、被災地域において行われる工事については1 件の請負代価が300万円以上のものとする。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費。	請負代価の10分の2以内。	（1）工期の2分の1を経過し、かつ、工程表によりその時期までに実施すべき工事が行われていること。 （2）工事の進捗額が当該契約額の2分の1以上であること。

(注) 被災地域とは、岩手県、宮城県及び福島県の全ての市町村をいう。

国土交通省直轄工事に係る特例の対象工事

1. 国土交通省直轄工事に係る東日本大震災の被災地域における特例の対象工事は、次の（１）又は（２）のいずれかに該当する公共工事とする。

（１）平成２３年４月２２日から平成３１年３月３１日までに新たに請負契約を締結した公共工事及び平成２３年３月１２日（東日本大震災発生日の翌日）以後に新たに請負契約を締結し平成２３年４月２２日から平成３１年３月３１日までに変更契約を締結した公共工事であって、岩手県、宮城県及び福島県において施工されるもの

※施工される区域が岩手県、宮城県及び福島県とそれ以外の区域にまたがる工事についても適用される。

※国庫債務負担行為に係る工事についても適用される。

（２）平成２３年４月２２日から平成２８年３月３１日までに新たに請負契約を締結した公共工事及び平成２３年３月１２日以後に新たに請負契約を締結し平成２３年４月２２日から平成２８年３月３１日までに変更契約を締結した公共工事であって、東日本大震災に際し災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）が適用された市町村の区域（岩手県、宮城県、福島県及び東京都を除く。以下同じ。）において施工されるもの

※施工される区域が東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域とそれ以外の区域にまたがる工事についても適用される。

※国庫債務負担行為に係る工事についても適用される。

2. 使途拡大特例の適用対象となる前払金（中間前払金を含まない。以下同じ。）は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事（国庫債務負担行為に係るものを含む。）に係る前払金で、平成31年3月31日までに払出しが行われるものとする。

なお、特例により前金払の対象となるのは、現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）とし、これらに充てられる前払金の上限は、前払金額の100分の25とされている。

また、平成28年4月1日から平成30年3月31日までに請負契約を締結した工事に係る平成30年度の特例の適用については、発注者と受注者間で協議の上当該請負契約を変更し、特例を適用するものとする。

別添 3

国土建第 4 2 6 号

平成 3 0 年 3 月 3 0 日

各保証事業会社社長 あて

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

公共工事の前金払及びその特例の取扱いについて（通知）

平成 3 0 年度における国土交通省直轄工事に係る予算決算及び会計令臨時特例（昭和 2 1 年勅令第 5 5 8 号）第 2 条第 3 号に規定する公共工事の代価の前金払（中間前金払を含む。以下同じ。）について、別添のとおり、国土交通大臣と財務大臣との間に同令第 4 条の規定に基づく協議が整い、東日本大震災の被災地域における特例が継続されることとなりました。また、公共工事の代価の前金払をなすことができる範囲を拡大する特例についても継続されることとなりました。

これを受け、下記の通り取り扱うこととしますので、適切に対応されるようよろしくお願いします。

また、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）附則第 7 条及び地方自治法施行規則（昭和 2 2 年内務省令第 2 9 号）附則第 3 条の規定に基づく地方公共団体発注工事に係る前金払及びその特例についても、引き続き、適切に対応されるようよろしくお願いします。

記

1. 東日本大震災の被災地域における特例の対象となる公共工事は、次のとおりとする。

(1) 平成23年4月22日から平成31年3月31日までに新たに請負契約を締結した公共工事及び平成23年3月12日（東日本大震災発生日の翌日）以後に新たに請負契約を締結し平成23年4月22日から平成31年3月31日までに変更契約を締結した公共工事であって、岩手県、宮城県及び福島県において施工されるもの

※施工される区域が岩手県、宮城県及び福島県とそれ以外の区域にまたがる工事についても適用される。

※国庫債務負担行為に係る工事についても適用される。

(2) 平成23年4月22日から平成28年3月31日までに新たに請負契約を締結した公共工事及び平成23年3月12日以後に新たに請負契約を締結し平成23年4月22日から平成28年3月31日までに変更契約を締結した公共工事であって、東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（岩手県、宮城県、福島県及び東京都を除く。以下同じ。）において施工されるもの

※施工される区域が東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域とそれ以外の区域にまたがる工事についても適用される。

※国庫債務負担行為に係る工事についても適用される。

2. 使途拡大特例の適用対象となる前払金（中間前払金を含まない。以下同じ。）は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事（国庫債務負担行為に係るものを含む。）に係る前払金で、平成31年3月31日までに払出しが行われるものとする。

なお、特例により前払金の対象となるのは、現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）とし、これらに充てられる前払金の上限

は、前払金額の100分の25とされている。

また、平成28年4月1日から平成30年3月31日までに請負契約を締結した工事に係る平成30年度の特例の適用については、発注者と受注者間で協議の上当該請負契約を変更し、特例を適用するものとする。